

## ガーデンハウス藤沢台住宅建築協定

### 概 要

- ① 階数は地階を除き 2 以下とし、屋上の使用を禁止する。
- ② 建築物は、分譲時の 1 区画に 1 戸の住宅専用住居とする。
- ③ 敷地境界に面する塀は、木柵、金網柵、パイプ柵又は生垣とする。現存するものは、やりなおすまではこの限りではない。
- ④ 協定区域内に屋外広告物は設置しないものとする。